

# 改正外来生物法全面施行に向けた動き

- **改正法全面施行**に向け、**各種規定**（政省令、基本方針、基準、指針等）**を今年度内に整備**予定
- 地方公共団体に定着した特定外来生物への対応の責務が新設されたことを受け、**外来生物に特化した支援予算と特別交付税措置を来年度創設**予定。  
また、地方公共団体と地方環境事務所の連携促進のための**事務所定員の大幅拡充**に向けた作業を実施

## 令和4年

5月18日 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第42号）公布

7月1日 改正法第1条関係（特定外来生物全般の規制権限の拡充） 施行

**9月20日 特定外来生物被害防止基本方針 中央環境審議会答申を踏まえ閣議決定**

9月 地方公共団体に向けた改正法の説明会

11月22日 ヒアリ類の要緊急対処特定外来生物への指定に係る政令、施行期日令の公布

## 令和5年

1月20日 アメリカザリガニ等の一部規制を適用除外する特定外来生物への指定に係る政令公布

1月～2月頃 施行規則改正案の公布

年度内 各種基準や対処指針に係る省令・告示の制定等

**4月1日 改正法第2条関係施行（改正法全面施行）、政令（ヒアリ類指定関連箇所） 施行**

6月1日 政令（アメリカザリガニ等の指定関連箇所） 施行

# 地方公共団体が実施する外来生物対策への支援（外来生物対策管理事業費）



【令和5年度予算（案） 100百万円（10百万円）】環境省  
【令和4年度第2次補正予算額 250百万円】



## 地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

### 1. 事業目的

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。

### 2. 事業内容

令和4年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、これにより、新たに国や地方公共団体等の責務や防除に係る規定が設けられ、都道府県は、被害の発生状況等の実情に応じ、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることとなり、また、市町村もそれに努めることとなった。本改正法は令和5年度から施行される予定であり、同法に基づき、地方公共団体における防除の取組が必要となる。これを踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。

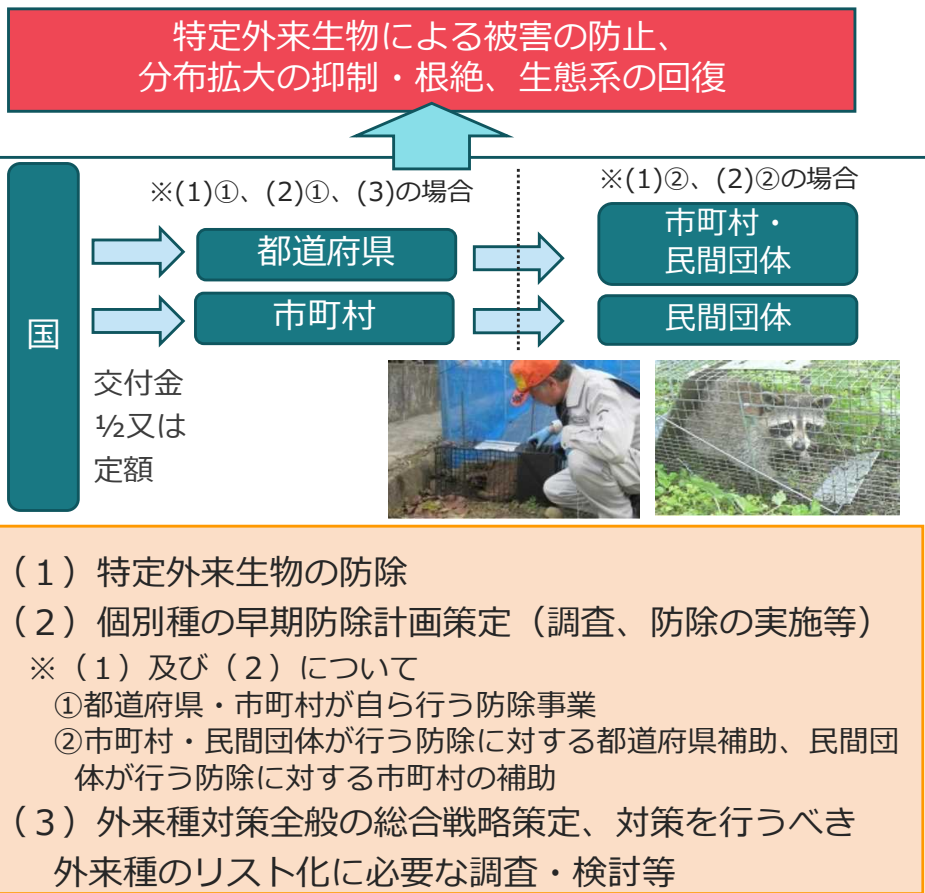
- (1) 特定外来生物防除事業（交付率1/2）
- (2) 特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、上限250万円※）
- (3) 外来種対策戦略検討等事業（定額、上限250万円※）

※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率は1/2又は定額）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和5年度～

### 4. 事業イメージ



# 特定外来生物の防除等の対策に係る特別交付税措置について

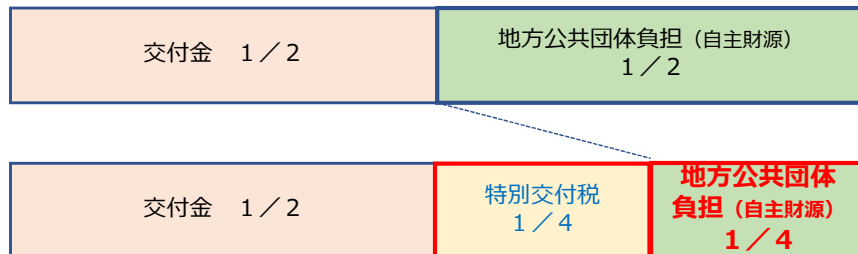
令和5年度から**特定外来生物の防除等対策事業が特別交付税措置の対象となり、地方公共団体の自己負担が実質、最大で1/4又は7/10に軽減**される見込みです。

- 従来の交付金より予算規模・メニューを拡充した「特定外来生物防除等対策事業（交付金）」を創設し、地方公共団体が行う事業費の1/2以内又は定額で支援を行う予定です（R5年度対応予算案：3.5億(R4補正2.5億含む)）。
- 新たに、地方財政措置として地方公共団体が特定外来生物の防除等対策に要する経費について、以下のとおり**特別交付税措置の対象**となり、地方公共団体の自己負担が軽減される見込みです。

## <特別交付税措置の内容>

- ①環境省の交付金を受けて実施する事業について、地方公共団体負担分（裏負担分）の5/10  
⇒ **地方公共団体の自己負担 実質 1/4**  
(※交付金が最大限交付された場合)
- ②地方公共団体が単独で（環境省の交付金を受けずに）実施する事業について、その事業費の3/10  
⇒ **地方公共団体の自己負担 実質 7/10**

★事業費のうち1/2の範囲で環境省の交付金を受けて事業を実施する場合（交付金が最大限交付された場合）



これまで

令和5年度から

★単独で（環境省の交付金を受けずに）事業を実施する場合

